「並行輸入」について

事例研究（B）
英国で自社製品が設定価格より安く売られていた。販売者に問い合わせると「並行輸入品」だという。

日本国弁護士　　南　かおり

パウエルギルバート法律事務所（ロンドン）にて研修中

2010年11月4日　特許・商標取得活用セミナー　（於デュッセルドルフ）

JETROデュッセルドルフセンター主催/デュッセルドルフ日本商工会議所協力

略歴

- 慶應義塾大学法学部、同法学研究科修士課程卒
- 2001年　弁護士登録（第二東京弁護士会所属）
- 2006年9月～

  ロンドン大学クィーンメアリー校　修士課程

  (LL.M. in Intellectual Property Law)
- 2007年10月～

  在ロンドンの法律事務所にて研修中

目次

1. 並行輸入とは

EEA
X国
XA 知財権利者
（例 メーカー）
XB 卸／小売
XC 消費者
安
Z国
ZA 知財権利者
（例 メーカー）
ZB 卸／小売
ZC 消費者
安
Y国
YA 知財権利者
（例 メーカー）
YB 卸／小売
YC 消費者

↓
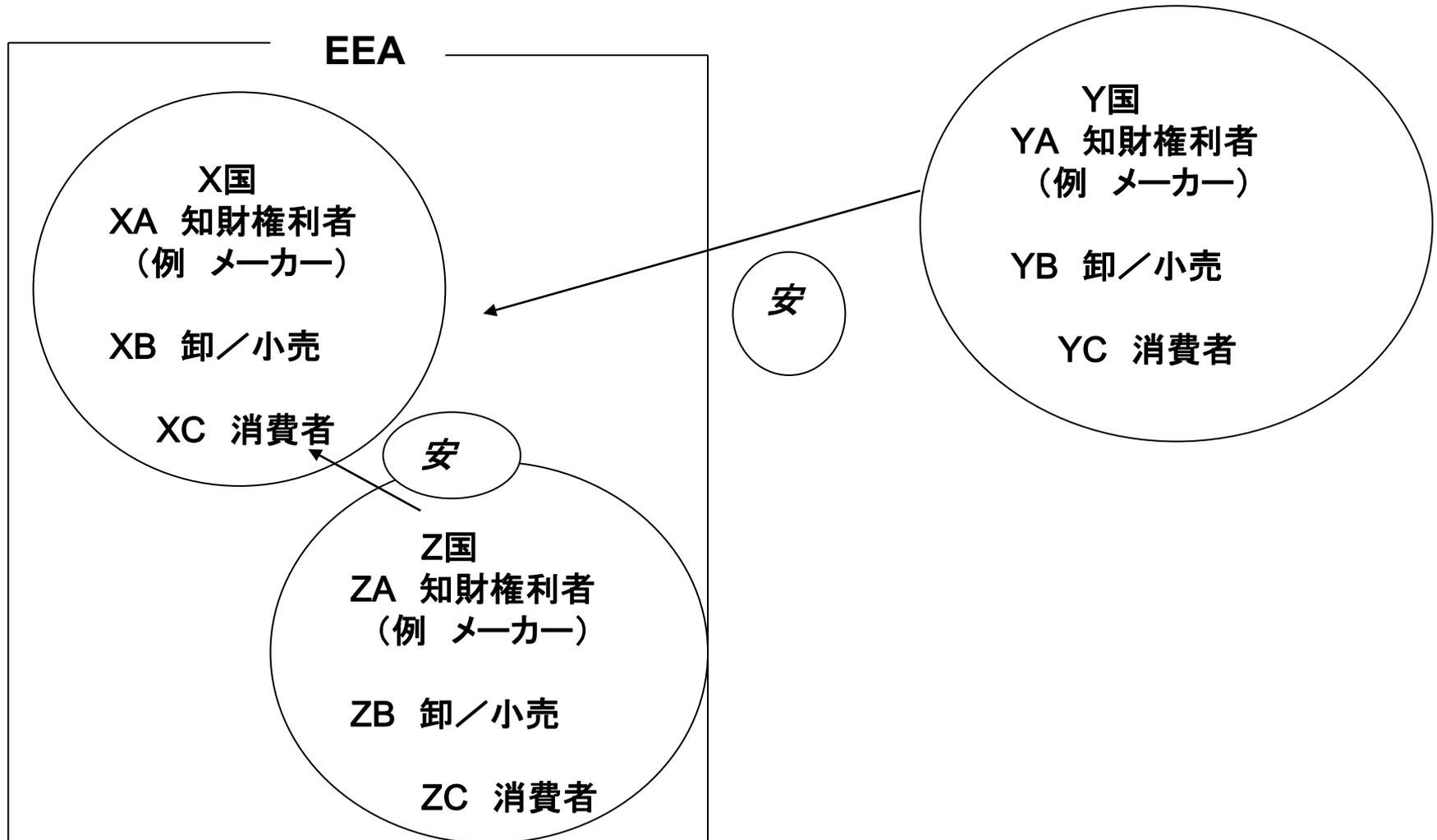
<u>真正品</u>であることが大前提

輸入品の判別方法は？

（例　バーコード、シリアルナンバー、商品名、規格・品質等）

2. メリット／デメリット

（1） メリット

消費者　：大いに有益。真正品であり、かつ安価

知財権利者／販売者　：　？

（2）デメリット

知財権利者／販売者　：　損失大。海外の販売会社には、
より直接の影響あり。
商品管理にも問題。

消費者　：　品質、取扱説明書の言語、アフターサービス等

YOMIURI ONLINE | 読売新聞

ベビーカー事故、並行輸入品 補修部品ない…消費者庁、英社に提供要請へ

サッカーのベッカム選手が愛用していたことで知られる英マクラーレン社製ベビーカーの事故を巡り、国内流通の4割を占める並行輸入品の補修が難航している。正規輸入元が補修用部品の提供を自社販売分に限っているからだ。インターネット通販の普及と共に並行輸入品は扱う商品の種類も数も増えているとみられるが、実態は消費者庁や経済産業省でも把握できていないのが現状。同庁などはマクラーレン側に無償提供の対象を拡大するよう要請すると同時に、並行輸入の実態調査に乗り出す構えだ。

(2009年11月27日　読売新聞)

http://osaka.yomiuri.co.jp/mama/medical/mm20091127kk05.htm

３．並行輸入に対抗する手段（概略）

- 並行輸入に対抗するためには

（a）知的財産権を行使する方法

→ 「知的財産権の侵害」であるという主張

（b）その他の方法

契約

各種規制

4. EEA域外からの並行輸入
ー 特許権の行使

- **EU:統一的な規則、指令、判例等なし**
  →各国の法令による
- **英国:** 成文法には明記なし

  判例上、特許権行使も可能とされている
  但し、極めて限定的
  ー **特許権者の「同意」がポイント**

  - 特許権者による、他国への流入を禁ずる意思の明示
    (*Betts v Wilmott*)
  - 全てのレベルの取引者に、取引時に明示する必要あり
    (*Roussel Uclaf S.A. v Hockley*)

4. EEA域外からの並行輸入 ー 商標権の行使

- **EU: 商標権行使 → 可能**

  共同体商標規則(89／104／EEC) 7条

  First Council Directive 89/104/EEC of 21 December 1988 to approximate the laws of the Member States relating to trade marks

  判例: *Silhouette*事件(European Court of Justice 'ECJ')判決等

- **手段**

  訴訟等 :証拠の確保

  税関での水際対策

  EU規則では、利用不可(Regulation3842/86)

  英国法では、利用可能。但し、極めて限定的。

  オンライン取引の場合(例 eBay VeRO report)

- eBay VeRO programme

  http://pages.ebay.co.uk/vero/index.html

  - 知的財産権保護を目的とする制度
  - 権利者またはその代理人が、特定の商品を販売商品リストから削除するよう申請。eBayの特定部門が申請を処理。

4. EEA域外からの並行輸入
ー 知財権行使以外の方策

- （1）契約

  → ライセンス契約、もしくは販売契約で、販売地域を限定する場合は、間接的に並行輸入を防ぐことになる

- （2）規制

  → 理論的には、規制に係る商品には可能性あり

5. EEA域内での並行輸入
ー 特許権の行使

- **原則として不可**

← **EC協定第28条** 単一の自由市場

Article 28

Quantitative restrictions on imports and all measures having equivalent effect shall be prohibited between Member States.

- 特許権者の自由な意思に基づく**同意**が条件

5. EEA域内での並行輸入
ー 商標権の行使

- **原則として不可**

  共同体商標規則（89／104／EEC） 7条

- **再包装、ラベルの張替え等の場合**、例外的に認められる場合もあり

  なお、識別表示に関するECJ判決 (C-349/95)

  ー Ballantineのラベルの一部が張替えられて輸入された事案

  特に医薬品に関して多数の判例があり。但し、認められるのは限定的

5. EEA域内での並行輸入
ー 知財権行使以外の方策

- **（1）契約**

  ライセンス契約、もしくは販売契約で、販売地域を限定、EEA域内の別の国への輸出を禁ずる

  → EU競争法との関係で問題になりうる

- **（2）規制**

  国ごとに認可要件等の差異がある場合

  → 理論的には、当該規制に係る商品には可能性あり
  実務的には、問題になりにくい
  （輸入業者は規制を遵守する場合が多い）

ご清聴ありがとうございました。